平成２３年（フ）第８８４号
埼玉県戸田市笹目７丁目15番地の３笹目夏浜住宅202号室
破産者　門間　和朗
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９３９号
埼玉県志木市柏町３丁目11番13号　三喜ハウス202号
破産者　髙村　美和
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９６０号
埼玉県川口市北園町15番33号　ノースガーデン２号室
破産者　ケン　イベこと　イベ　オビオラ　ケネス
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３５０号
神奈川県座間市入谷３丁目5808番地の２　エクセレントスクエア相武台204号
破産者　一戸　義寿
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１５８号
長崎県長崎市鳴見町24番地64
破産者　古巣　拓治
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
長崎県長崎市鳴見町24番地64
破産者　古巣　聖子
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３７３号
札幌市中央区南23条西13丁目３番５―301号
破産者　梅澤　和也
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６６０号
札幌市東区北12条東15丁目５番21号　オリーブハイツＡ103号
破産者　高田　利幸
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５００号
仙台市太白区柳生４丁目３番地の12　ハイツリュミエール201、従前の住所札幌市西区発寒３条５丁目８番１―202号
破産者　山本　晃一
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５２０号
宮城県名取市植松２丁目３番18号
破産者　野呂　聡子
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５５７号
仙台市宮城野区東仙台４丁目２番55号　エコ―ハウス第１―207
破産者　栗村　秀記
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
宮城県大崎市古川福浦１丁目３―53　サンホームイトウ201号、住民票上の住所宮城県石巻市渡波字浜曽根山１番地52
破産者　門間　成一
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
宮城県大崎市古川福浦１丁目３―53　サンホームイトウ201号、住民票上の住所宮城県石巻市渡波字浜曽根山１番地52
破産者　門間まさ子
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２０７７号
横浜市金沢区富岡西２丁目９番14号　エレガンスピア富岡103
破産者　工藤　幸賀
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５２号
東京都狛江市東野川１丁目26番７号　パウゼキタミ102
破産者　津藤　健次
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
長野市西和田１丁目32番36―108号　コートタウン西和田Ｂ、破産手続開始決定時の住所長野県須坂市大字豊丘1138番地
破産者　坂田　政美
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
長野市大字南長池723番地４
破産者　笠原恵美子
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
長野県上水内郡小川村大字高府3642番地、前住所長野県北安曇郡白馬村大字北城3020番地398
破産者　本間　信男
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係